

告 示

埼玉県告示第千百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク坂戸石井店

埼玉県坂戸市都市計画事業石井土地区画整理事業地九十街区一画地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。
- ・ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例を遵守しできる限りの緑化に努めてください。

二 縦覧期間

平成二十五年八月九日から平成二十五年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター